

「令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害福祉分野のロボット等導入支援事業」
（作業要領）

1 本事業は、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等による導入促進の事業は、都道府県等が事業を適切に実施することができるかと認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 基準額、対象経費、補助割合

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助割合
障害者総合支援事業費補助金	令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害福祉分野のロボット等導入支援事業	施設等に対する導入支援 （1）障害福祉分野のロボット等の導入に伴う経費 ・障害者支援施設 1施設あたり 2,100千円 ・グループホーム 1事業所あたり 1,500千円 ・その他事業所 1事業所あたり 1,200千円 （2）見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（障害者支援施設、グループホームのみ） ・1施設・事業	（1）について 障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、補助金 （2）について ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事	国 $\frac{1}{2}$ 都道府県等 $\frac{1}{4}$ 事業者負担 $\frac{1}{4}$

		所あたり 7,500千円	も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など) ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。) ・ 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費(見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア(既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)	
	都道府県等による導入促進 1 自治体あたり 2,530 千円 ※コンサルタント等の事業については、1 事業所あたり300千円	障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	国 <u>1</u> 2 都道府県等 <u>1</u> 2	

4 補助対象とする機器

想定される機器の例は、以下のとおりです。

また、必要に応じ（参考）についても参照していただきますようお願いします。

（１）移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
（２）移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
（３）排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
（４）見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
（５）入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

なお、利用者のプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外としております。

5 執行方針

以下の方針に基づき採択の可否を検討します。

- （１）都道府県等は、補助予定の施設・事業所に優先順位を設定する。
- （２）１台当たりの導入経費の補助対象額（初期設定に要する費用を含む。）は以下のとおりとする。
 - ① 移乗介護、入浴支援：10 万円以上 100 万円以下
 - ② 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10 万円以上 30 万円以下
- （３）これまでの障害福祉分野のロボット等導入支援事業で採択済みの事業所であっても、再度申請が可能である。
- （４）機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない経費は対象外とするため、施設・事業所から提出される見積書等を確認すること。

対象外となる経費の例

- ・Wi-Fi 工事等通信環境整備に要する経費（※）
- ・機器の配送料
- ・PC、タブレット及びその付属品（※）
- ・工事費（設置費は可能）（※）

※ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（障害者支援施設、グループホームのみ）は補助対象とする。

- (5) 通信環境整備に係る経費（障害者支援施設、グループホームのみ）は、見守り機器の導入に係る協議とあわせて行う場合のみ、協議が認められること。
- (6) リース料や契約料、運用保守費用等期間に定めのあるものについては、年度内に要する経費のみ補助対象とする。
- (7) 導入する機器を当該施設・事業所以外で使用することは、目的外使用となり認められない。

6 提出書類及び提出期限

別紙 1－1～別紙 2 について、参考書類（パンフレット等及び見積書）を添付のうえ、令和 6 年 7 月 1 日（月）正午までに電子メールでご提出ください（締切厳守）。

提出先メールアドレス：fukusa@mhlw.go.jp

（参考）

令和 2 年度障害者総合推進事業において、「ロボット等を活用した障害者支援手法の開発に向けた調査研究事業」（実施主体：（株）浜銀総研研究所）を実施しています。

＜（株）浜銀総研研究所のホームページ URL＞

<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>

令和 4 年度障害者総合推進事業において、「障害福祉サービス事業所等における ICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」（実施主体：株式会社インサイト）を実施しています。

＜厚生労働省ホームページ（令和 4 年度障害者総合福祉推進事業 実施事業一覧）URL＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00016.html